

○大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱

平成24年3月30日

告示第21—2号

改正 平成24年11月12日告示第66号

平成27年2月18日告示第6号

平成29年2月14日告示第5号

平成29年9月1日告示第61号

平成31年3月20日告示第23号

令和2年3月19日告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の住環境の整備を推進し、かつ、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、町内に新築住宅を建設し、又は購入する者に対しこれに要する経費について、子育て世帯住宅建設助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平24告示66・平31告示23・令2告示14・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 戸建ての専用住宅又は店舗、事務所、賃貸住宅等が併存している戸建ての併用住宅のうち居住の用に供する部分で、自己の居住の用に供するものをいう。
- (2) 子育て世帯 現に扶養する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童がいる世帯をいう。
- (3) 新築住宅 次に掲げる要件のいずれかに該当する住宅をいう。

ア 町内に新たに住宅を建設する場合で、町内に事業所を有する建設業者において施工するもの。ただし、既存の住宅を取り壊し、新たに建設する場合も含むものとする。

イ 町内に新たに住宅を購入する場合で、町内に事業所を有する建設業者において施工されたものであって、建設完了後1年以内であるもの

(平24告示66・平31告示23・令2告示14・一部改正)

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、町内において新築住宅を建設し、又は購入する子育て世帯である者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 延床面積が50平方メートル以上の新築住宅を建設し、又は購入する者
- (2) 建設工事完了後又は売買契約等による引き渡し後、速やかに居住する者
- (3) 町税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としなない。

- (1) 過去2年以内に助成金の交付を受けた者
- (2) 過去2年以内に大子町木造住宅建設助成金交付要綱（平成24年大子町告示第21号）による助成金の交付を受けた者
- (3) 過去2年以内に大子町住宅リフォーム助成金交付要綱（平成27年大子町告示第5号）による助成金の交付を受けた者
- (4) 過去2年以内に大子町空き家バンクリフォーム助成金交付要綱（平成31年大子町告示第26号）による助成金の交付を受けた者

（平24告示66・平27告示6・平31告示23・令2告示14・一部改正）

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新築住宅を建設する場合 住宅の床面積1平方メートルにつき20,000円とし、1戸当たり2,000,000円を限度とする。
- (2) 新築住宅を購入する場合 住宅の床面積1平方メートルにつき15,000円とし、1戸当たり1,500,000円を限度とする。

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（令2告示14・全改）

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新築住宅を建設する場合にあっては建設工事の着工前に、新築住宅を購入する場合にあっては購入に係る売買契約の締結後3か月以内に子育て世帯住宅建設助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 市町村税完納証明書
- (2) 建設場所案内図
- (3) 新築住宅を建設する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による許可が必要な場合は、その許可証の写し
 - イ 建築基準法の規定による建築工事届を提出したときは、その建築工事届の写し
 - ウ 住宅の設計図（平面図，立面図）
- (4) 新築住宅を購入する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 購入に係る売買契約書の写し
 - イ 町内に事業所を有する建設業者において施工されたことが確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(令2告示14・全改)
(仮申請の手続)

第5条の2 申請者は、前条に規定する申請をしようとする場合において、当該申請をしようとする年度内に新築住宅の建設工事が完了しないことが明らかであるときは、仮申請をしなければならない。

- 2 前項の仮申請をする場合においては、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「子育て世帯住宅建設助成金交付申請書」とあるのは「子育て世帯住宅建設助成金交付仮申請書」と、「申請する」とあるのは「仮申請する」と読み替えるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による仮申請があったときは、内容を審査の上、助成金の交付の可否の仮決定をするものとする。
- 4 前項の仮決定をする場合においては、規則第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「申請」とあるのは「仮申請」と、「決定」とあるのは「仮決定」と、「補助金等交付決定通知書」とあるのは「補助金等交付仮決定通知書」と、「補助金等不交付決定通知書」とあるのは「補助金等不交付仮決定通知書」と読み替えるものとする。
- 5 前条の規定にかかわらず、既に第3項の仮決定の通知を受けた者から、当該決定が通知された日の属する年度の末日までに別段の申出がないときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

(平29告示5・追加，平31告示23・令2告示14・一部改正)

(完了報告)

第6条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、新築住宅の建設工事が完了したとき、又は購入した新築住宅の引き渡しを受けて当該住宅に入居したときは、速やかに子育て世帯住宅建設工事等完了報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 入居した日以後の世帯全員の住民票の写し
- (2) 完成写真（全景）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（平24告示66・平31告示23・令2告示14・一部改正）

（助成金の取消し等）

第7条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 入居した日の属する年度の翌年度において、町内に居住していないとき。
- (2) 入居後、町税等に滞納があったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

（助成金の交付手続の省略）

第8条 規則第18条の規定により、規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

（平27告示6・一部改正）

（併用の不可）

第9条 この要綱による助成金は、次に掲げる要綱により交付される助成金と併用して利用することはできないものとする。

- (1) 大子町木造住宅建設助成金交付要綱
- (2) 大子町住宅リフォーム助成金交付要綱
- (3) 大子町薪ストーブ等設置費補助金交付要綱（平成29年大子町告示第61号）
- (4) 大子町空き家バンクリフォーム助成金交付要綱

（平27告示6・追加，平29告示61・平31告示23・令2告示14・一部改正）

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(平 2 7 告 示 6 ・ 旧 第 9 条 繰 下, 平 3 1 告 示 2 3 ・ 一 部 改 正)

附 則

この告示は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 告 示 第 6 6 号)

この告示は、平成 2 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年 告 示 第 6 号)

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 告 示 第 5 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 告 示 第 6 1 号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年 告 示 第 2 3 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱の規定によりなされた仮申請は、この告示による改正後の大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和 2 年 告 示 第 1 4 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱の規定によりなされた仮申請は、この告示による改正後の大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。